

一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)の許可について

道路運送法の一部改正により、本年4月1日から、一般旅客自動車運送事業の許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可について、**更新制(有効期間5年)**が導入されました。保証申込時には許可が有効期間内であることが必要ですので、ご注意ください。